

令和 7 年度 逗子市市民農園の随時募集について

- 1 募集農園 各農園の空き区画を随時募集します。

農園名	桜山第 1 農園	桜山第 2 農園	桜山第 3 農園	沼間第 1 農園	久木第 1 農園
総区画数	14 区画(4)	10 区画(3)	31 区画(10)	19 区画(6)	29 区画(8)
募集開始時の 空き区画数	0 区画(0)	0 区画(0)	2 区画(0)	9 区画(0)	0 区画(0)

※()内は、コンポスト優先区画数。

※最新の空き区画の募集状況は市ホームページをご確認ください。

※久木第 1 農園については、令和 6 年 6 月に 3 区画増設しました。

- 2 募集期間 令和 7 年 3 月 1 日(土)～令和 7 年 11 月 13 日(木)

- 3 応募資格 市内に住民登録をしている方(1世帯1区画)

- 4 受付方法 **先着順**

ただし、同日に申請を受けた数が、募集区画数を超えた場合は、抽選を行います。なお、抽選結果は、全員にお知らせします。

- 5 受付場所 市役所 2 階経済観光課(持参または郵送、メールでの応募も可能です。)

※応募前に必ず現地の下見をお願いします。

- 6 その他
- ・申込受付後、資格審査を行います。審査結果については、書面にてお知らせします。なお、申請書は希望する使用開始月の 10 営業日前までにご提出ください。

(例：使用開始希望日が令和 7 年 4 月 1 日の場合

→令和 7 年 3 月 17 日締め切り

使用開始希望日が令和 7 年 12 月 1 日の場合

→令和 7 年 11 月 13 日締め切り)

- ・コンポスト優先区画が空いている場合は、生ごみ処理容器などを使用して作った自家製有機肥料を市民農園で使用する方に限り、応募できます。

お問い合わせ

逗子市市民協働部経済観光課

TEL：046-873-1111(内線283)

メールアドレス：keizai@city.zushi.lg.jp

逗子市市民農園の使用について

(令和7年度随時募集)

- 1 使用期間 使用許可通知書記載の使用開始日から令和8年2月28日まで
- 2 使用料 1区画 月額750円
令和7年度分(令和7年4月～令和8年2月分) 8,250円(納期限:令和7年4月30日)
令和7年度随時募集者分(使用開始月～令和8年2月分) 納期限:使用開始翌月まで

・納付された使用料は原則返還いたしません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を返還します。

○使用者の責めによらない理由により、使用することができないとき。

○本市の都合により使用承認を取り消されたとき。

- 3 使用面積 1区画約15平方メートル

- 4 市民農園の使用取消(逗子市市民農園条例第5条)

- (1)使用者が使用の許可の取消しを申し出たとき。
- (2)この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3)不正な手段をもって使用の許可を受けたとき。
- (4)使用の目的以外に使用したとき。
- (5)使用の許可条件に違反したとき。
- (6)使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (7)その他市民農園の管理上支障があると認められるとき。

※指定した期日までに使用料を納付いただけない場合、使用を取り消す場合がありますのでご注意ください。

- 5 貸付終了時

市民農園の使用期間が満了したときは、速やかに市民農園の使用区画を原状に回復し、返還してください。

- 6 その他

市民農園には、水道、トイレ、駐車場、物置(一部の農園を除く)はありません。

また、隣接している住宅に迷惑をかけないようにしてください。

お問い合わせ

逗子市市民協働部経済観光課

TEL: 046-873-1111 (内線283)

メールアドレス: keizai@city.zushi.lg.jp